（認可外及び他市保育所等）

令和２年8月２６日

保育所等の施設長　様

　　　和泉市教育委員会事務局

教育・こども部こども未来室

**和泉市保育所等臨時給食費補助事業について**

**１．事業概要**

　　新型コロナウイルス感染症に係る経済的支援として、保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設（以下、「保育所等」という。）に通園する市内在住の児童に係る給食費の一部を補助する事業です。

**２．対象者（①、②、③すべての要件に当てはまる場合のみ対象です。）**

　①和泉市民であること

　②３歳児から５歳児クラスに在園していること（一時預かりを除く。）

　　（幼稚園の場合は満３歳児クラスから対象となります。）

　③保育所等より給食の提供があること

　　（保護者ご自身でお弁当等を用意している場合は対象外となります。）

**３．補助の内容**

保護者が保育所等にお支払いする給食費について補助を行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 補助限度額 | 対象となる施設 |
| 給食費 | 月額５,４00円※令和２年９月1日から１１月30日までの３ヶ月間が対象となります。 | ・保育所（和泉市立保育所を除く）・認定こども園・幼稚園（和泉市立幼稚園を除く）・認可外保育施設（届出除外施設及び居宅訪問型事業を除く） |

　※人件費、光熱水費等は対象外

　※下記、保育所等がとりまとめて申請する場合は完了払いだけでなく、概算払いも可能です。保護者負担を軽減するため、保護者からの徴収は控えてくださいますようお願いします。なお、補助限度額と保育所等の給食費に差額がある場合、差額分の徴収は可能です。

**４．申請方法（原則、保育所等がとりまとめて申請をお願いします。）**

**・保育所等がとりまとめて申請する場合（保護者の手続きは不要です。）**

○提出書類：

①　「和泉市保育所等臨時給食費補助金交付申請書兼請求書」（様式第１－２号）

②　「保育所等の通帳のコピー（振込先口座番号が分かるページ）」

③　「給食費（領収）証明書」（様式第２－２号）

○提出方法及び提出期限

提出方法：保育所等から和泉市こども未来室に提出

提出期限：令和2年１２月１８日（金）

※保育所等がとりまとめて申請する場合、概算払いが可能です。

　概算払いが必要な場合には、令和2年9月18日（金）までにご提出ください。

　（事業完了後、令和2年12月18日までに変更申請書（様式第１－４号及び様式第2―2号）の提出が必要になります。）

**・保護者が申請する場合（保育所等で給食費（領収）証明書の作成が必要です。）**

○提出書類：

①　「和泉市保育所等臨時給食費補助金交付申請書兼請求書」（様式第１－１号）

②　「通帳のコピー（振込先口座番号が分かるページ）」

③　「給食費（領収）証明書」（様式第２－１号）（保育所等で作成をお願いします。）

　　※申請書類は、各保育所等にありますので直接お問い合わせください。

また、和泉市ホームページからもダウンロードできます。

きょうだいが通園している場合には、それぞれで申請が必要です。

○提出方法及び提出期限

提出方法：原則、上記①と②を在籍する保育所等に提出

　　　　　保育所等でとりまとめ③を添付した上で、和泉市こども未来室に提出

提出期限：令和2年１２月１８日（金）

**５．補助方法**

**・保育所等がとりまとめて申請する場合**

〇申請書類と給食費（領収）証明書を確認したのち、補助が適当であると認められた場合は、保育所等あてに決定通知書を送付し、補助金額をお知らせします。なお、保育所等の指定口座への振込みは３月下旬となる予定です。（保護者から給食費を徴収している場合は還付の手続きをお願いします。）

〇概算払いの場合には、10月下旬までに暫定のお支払いをさせていただきます。

確定した内容に基づき、3月下旬までに清算を行います。

**・保護者から申請する場合**

〇申請書類と保育所等にて作成していただく給食費（領収）証明書を確認したのち、補助が適当であると認められた場合は、保護者あてに決定通知書を送付し、補助金額をお知らせします。なお、保護者の指定口座への振込みは３月下旬となる予定です。

　※審査に時間を要する場合など、振込みが遅れる場合がありますのでご了承ください。

事業内容に関するお問い合わせ先

　和泉市教育委員会事務局　教育・こども部

　こども未来室　幼保運営担当

　TEL：0725-99-8137（直通）